

○公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション託児サービス支援助
成金交付要綱

(制定 令和5年4月1日 要綱第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世代へのコンベンション参加を促進するため、託児サービスを実施するコンベンション主催者（以下、「主催者」という。）に対し、託児サービス実施に係る経費の助成を行うことについて、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 助成金交付の対象となる主催者は、次の各号に掲げるすべての要件を充たすものとする。

- (1) 公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）コンベンション開催助成金（以下「開催助成金」という。）の交付が決定していること。
- (2) 託児事業者から託児サービスの提供を受けること。

(交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、託児サービスに係る経費で、別表に定めるものとする。

(交付額)

第4条 助成金の交付額は、対象経費の実支出額とし、5万円を限度とする。

(交付総額と算出方法)

第5条 助成金の交付総額は年度予算額の範囲以内とする。

- 2 申請受付同日に複数の交付の要件を満たす申請があり、当該申請総額が年度の予算残額を超える場合、各申請に対する交付額は、予算残額を当該申請総額で除した割合を、申請金額に乗じて算出する。
- 3 千円未満の端数が発生した場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする主催者(以下「申請人」という。)は、開催助成金の交付決定日からコンベンション開催期日の14日前までに次の各号の書類を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、開催助成金の交付決定日がコンベンション開催日を過ぎてしまう場合は、終了後速やかに提出しなければならない。

- (1) コンベンション託児サービス支援助交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成の対象となる経費の見積書またはその写し
- (3) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

(交付の決定及び通知)

第7条 会長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、当該申請

が助成金を交付すべきものと認めた時は、コンベンション託児サービス支援助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知し、交付すべきでないと認めたものについては、コンベンション託児サービス支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）を通知する。

（申請内容の変更）

第8条 助成金の交付決定を受けた申請人は、決定後にその事業内容等が変更または中止となった場合は、すみやかにコンベンション託児サービス支援助成金事業変更交付申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。ただし、助成金額の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 会長は、前項の変更申請があった場合は、その内容を審査し、コンベンション託児サービス支援助成金事業変更交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（実績報告・請求）

第9条 助成金の交付決定を受けた申請人は、コンベンション終了後すみやかに次の各号の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション託児サービス支援助成金報告書兼請求書（様式第6号）
- (2) 助成の対象となる経費の領収書または請求書の写し
- (3) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

（交付額の確定）

第10条 会長は、前条の報告書兼請求書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金の交付額を確定し、コンベンション託児サービス支援助成金交付確定通知書（様式第7号）により通知する。

（助成金の交付）

第11条 会長は前条の規定により交付額を確定したときは、申請人が指定する振込先に直接振込むことにより助成金の交付を行うものとする。

（交付の取消等）

第12条 会長は、前各条の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた申請人が次の各号に該当する場合には交付決定を取り消すことができる。また交付後においては、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項その他に虚偽または事実と相違する記載があった場合
- (2) この要綱またはこれに基づく会長の指示に違反した場合
- (3) その他、会長が不適當な事由があると認めた場合

（補則）

第13条 前各条の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対象経費	内容
託児サービスに係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 臨時託児室運営に係る経費・ 一時預かり保育施設の利用料・ ベビーシッターによる家庭内保育の利用料 等